

平成 25 年度受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査結果の詳細について

県民意識調査 結果詳細

(喫煙状況の内訳【問 12】)

(単位: %)

たばこを吸っている人		たばこを吸わない人	
毎日吸っている	時々吸う日がある	吸わない	以前は吸っていたが1ヶ月以上吸っていない
13.6	2.3	74.4	8.8

1 受動喫煙にあった経験【問 7】

< 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(第2種施設) >

(単位: %)

No.	回答	問 12	
		たばこを吸っている人	たばこを吸わない人
1	よくあった	22.6	19.2
2	時々あった	31.9	46.2
3	あわなかった	45.5	34.6
		54.5	65.4

< ホテル、旅館などの宿泊施設(第2種施設) >

(単位: %)

No.	回答	問 12	
		たばこを吸っている人	たばこを吸わない人
1	よくあった	13.7	8.8
2	時々あった	27.0	26.5
3	あわなかった	59.3	64.6
		40.7	35.3

< 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店(特例第2種施設) >

(単位: %)

No.	回答	問 12	
		たばこを吸っている人	たばこを吸わない人
1	よくあった	24.1	21.4
2	時々あった	40.1	49.2
3	あわなかった	35.8	29.4
		64.2	70.6

< ホテル、旅館などの宿泊施設(特例第2種施設) >

(単位: %)

No.	回答	問 12	
		たばこを吸っている人	たばこを吸わない人
1	よくあった	11.7	10.0
2	時々あった	33.1	29.8
3	あわなかった	55.2	60.3
		44.8	39.8

* 「行かなかった」と「無回答」を除き、再集計を行っている。

2 今後の受動喫煙防止対策について【問9、10、11】

(1) 県に期待すること【問9】(複数回答可)

[単位:%]

No.	回答	問 12	
		たばこを吸っている人	たばこを吸わない人
1	受動喫煙による健康への悪影響の普及啓発	30.9	57.8
2	喫煙者のマナー向上のための普及啓発	54.5	65.6
3	卒煙(禁煙)サポート	32.3	26.3
4	未成年者への喫煙防止教育	52.8	47.1
5	対策を行う施設管理者への経済的・技術的支援	15.6	10.2
6	受動喫煙防止に関する規制の強化	8.6	32.0
7	条例の着実な運用	11.4	25.0
8	受動喫煙防止に関する規制の緩和や自主的な取組みの促進	19.3	4.1
9	その他	6.7	3.7
	無回答	3.3	1.5

(2) 規制強化を望む場合の具体的内容【問10】(複数回答可)

* 問9で「規制の強化」を選択した場合のみ回答

(単位:%)

No.	回答	問12	
		たばこを吸っている人 (*1)	たばこを吸わない人 (*2)
1	第2種施設も禁煙に	3.9	18.4
2	特例第2種施設にも条例の規制を義務付け	2.9	16.5
3	全ての施設に対する禁煙や分煙などの表示の義務付け	5.1	16.5
4	罰則の強化	3.4	16.9
5	職場も規制の対象に	1.0	10.5
6	屋外も規制の対象に	3.2	18.9
7	その他	1.2	4.8
	無回答	0.0	0.05

*1 「たばこを吸っている」と回答した県民を母数とした割合に換算している。

*2 「たばこを吸わない」と回答した県民を母数とした割合に換算している。

(3) 規制緩和を望む場合の具体的内容【問11】(複数回答可)

* 問9で「規制の緩和、自主的な取り組みの促進」を選択した場合のみ回答

(単位:%)

No.	回答	問12	
		たばこを吸っている人 (*1)	たばこを吸わない人 (*2)
1	第1種施設においても分煙の選択を可能に	10.0	1.8
2	第2種施設における条例規制の努力義務化	8.7	1.5
3	特例第2種施設を条例規制の対象外に	9.7	1.1
4	表示は施設の判断に任せるべき	5.3	1.2
5	罰則の弱化、または廃止	3.9	0.2
6	条例の廃止	2.9	0.2
7	その他	2.7	0.8
	無回答	0.0	0.4

*1 「たばこを吸っている」と回答した県民を母数とした割合に換算している。

*2 「たばこを吸わない」と回答した県民を母数とした割合に換算している。

施設調査 結果詳細

1 受動喫煙防止対策への取組み状況【問9】

(条例の認知状況の内訳【問4】)

[単位: %]

施設区分	認知状況		
	条例の内容を知っている	条例があることは知っている	条例を知らなかった
第1種施設	66.6	19.9	10.4
第2種施設	66.7	17.1	9.7
特例第2種施設	60.7	21.6	12.5

* 「条例の内容を知っている」とは、問4で「条例の内容を知っている」、「条例の内容を少し知っている」と回答した施設を指す。

< 第1種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問4			
		条例を知っている	条例の内容を知っている	条例があることは知っている	条例を知らなかった
1	禁煙（喫煙所なし）	79.0	78.6	80.4	79.7
2	禁煙（喫煙所あり）	8.7	9.4	6.4	7.3
3	分煙など条例の基準を満たさない対策	12.3	12.0	13.2	13.0

< 第2種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問4			
		条例を知っている	条例の内容を知っている	条例があることは知っている	条例を知らなかった
1	禁煙（喫煙所なし）	53.2	51.6	61.1	66.7
2	禁煙（喫煙所あり）	16.8	16.8	16.7	20.8
3	分煙	8.4	9.4	3.7	4.2
4	時間帯分煙など条例の基準を満たさない対策	21.6	22.3	18.5	8.3

< 特例第2種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問4			
		条例を知っている			条例を知らなかった
			条例の内容を知っている	条例があることは知っている	
1	禁煙（喫煙所なし）	38.1	34.9	49.2	31.0
2	禁煙（喫煙所あり）	11.1	11.5	9.8	13.8
3	分煙	9.3	10.0	6.6	6.9
4	時間帯分煙など条例の基準を満たさない対策	41.5	43.5	34.4	48.3

2 利用客の来店数の変化【問10ア、イ】

（施設の対策状況の内訳【問9】）

[単位: %]

施設区分	対策状況			
	禁煙（喫煙所なし）	禁煙（喫煙所あり）	分煙	時間帯分煙など条例の基準を満たさない対策
第1種施設	75.1	8.2	11.8	
第2種施設	45.9	14.3	6.8	17.9
特例第2種施設	17.9	5.4	4.3	20.1

（1）たばこを吸わない利用客の来店数【問10ア】

< 第1種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問9		
		禁煙（喫煙所なし）	禁煙（喫煙所あり）	分煙など条例の基準を満たさない対策
1	増えた	4.9	4.6	10.8
2	減った	1.4	0.0	4.8
3	変わらない	46.3	58.7	42.2
4	わからない	41.3	33.0	36.1
	無回答	6.0	3.7	6.0

* 第1種施設においては、禁煙の措置（喫煙所設置可）を講ずることが条例で義務付けられているため、対策内容を上記3項目に分類し、クロス集計を行う。以下、同様。

< 第2種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問9			
		禁煙 (喫煙所 なし)	禁煙 (喫煙所 あり)	分煙	時間帯分煙な ど条例の基準を 満たさない対策
1	増えた	12.6	15.8	22.2	7.5
2	減った	2.2	7.0	3.7	5.0
3	変わらない	58.5	50.9	63.0	50.0
4	わからない	24.6	21.1	11.1	25.0
	無回答	2.2	5.3	0.0	12.5

< 特例第2種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問9			
		禁煙 (喫煙所 なし)	禁煙 (喫煙所 あり)	分煙	時間帯分煙な ど条例の基準を 満たさない対策
1	増えた	16.8	11.8	14.8	17.0
2	減った	4.4	5.9	7.4	5.3
3	変わらない	53.1	61.8	66.7	54.3
4	わからない	24.8	17.6	11.1	21.3
	無回答	0.9	2.9	0.0	2.1

(2) たばこを吸う利用客の来店数【問10イ】

< 第1種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問9		
		禁煙 (喫煙所 なし)	禁煙 (喫煙所 あり)	分煙など 条例の基準を満 たさない対策
1	増えた	0.2	0.0	0.0
2	減った	8.9	10.1	10.8
3	変わらない	42.9	54.1	47.0
4	わからない	41.5	32.1	36.1
	無回答	6.4	3.7	6.0

< 第2種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問9			
		禁煙 (喫煙所 なし)	禁煙 (喫煙所 あり)	分煙	時間帯分煙な ど条例の基準を 満たさない対策
1	増えた	0.0	3.5	0.0	7.5
2	減った	20.2	21.1	37.0	15.0
3	変わらない	52.5	56.1	48.1	45.0
4	わからない	24.0	14.0	14.8	22.5
	無回答	3.3	5.3	0.0	10.0

< 特例第2種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問9			
		禁煙 (喫煙所 なし)	禁煙 (喫煙所 あり)	分煙	時間帯分煙な ど条例の基準を 満たさない対策
1	増えた	0.9	0.0	3.7	4.3
2	減った	38.1	14.7	14.8	30.9
3	変わらない	39.8	67.6	70.4	47.9
4	わからない	19.5	17.6	11.1	14.9
	無回答	1.8	0.0	0.0	2.1

3 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【問12】（複数回答可）

（施設の対策実施の有無【問7】）

〔単位：％〕

施設区分	対策実施状況	
	対策に取り組んでいる	対策に取り組んでいない
第1種施設	91.5	4.8
第2種施設	78.1	14.1
特例第2種施設	44.3	48.6

〔単位：％〕

No.	回答	問7					
		第1種施設		第2種施設		特例第2種施設	
		対策に取り組んでいる	対策に取り組んでいない	対策に取り組んでいる	対策に取り組んでいない	対策に取り組んでいる	対策に取り組んでいない
1	利用客や売上げの減少	6.2	18.2	24.0	39.3	41.2	70.0
2	利用客とのトラブルの増加	6.1	10.6	16.6	21.3	17.6	32.4
3	喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題	12.3	18.2	34.0	32.8	33.6	47.6
4	喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや構造の問題	17.8	36.4	36.1	45.9	40.5	68.8
5	条例などで義務付けられていない	1.9	6.1	3.0	16.4	3.0	16.1
6	喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性	0.6	3.0	3.8	6.6	2.7	3.3
7	テナントとして入っている施設の管理者との調整	2.1	0.0	3.3	3.3	3.3	2.7
8	会社・本部などとの調整	2.1	0.0	4.1	3.3	2.7	3.6
9	施設の外での喫煙の増加	18.2	10.6	20.1	16.4	15.3	5.5
10	その他	4.3	13.6	4.7	6.6	4.0	6.1
11	特になし	54.3	39.4	30.5	13.1	20.6	6.7
	無回答	3.2	3.0	3.3	6.6	4.0	2.1

4 受動喫煙防止対策に取り組む上での課題【問12】（複数回答可）

（施設の対策状況の内訳【問9】）

〔単位：％〕

施設区分	対策状況			
	禁煙 （喫煙所 なし）	禁煙 （喫煙所 あり）	分煙	時間帯分煙など 条例の基準を満 たさない対策
第1種施設	75.1	8.2	11.8	
第2種施設	45.9	14.3	6.8	17.9
特例第2種施設	17.9	5.4	4.3	20.1

< 第1種施設 >

〔単位：％〕

No.	回答	問9		
		禁煙 （喫煙所 なし）	禁煙 （喫煙所 あり）	分煙など 条例の基準を満 たさない対策
1	利用客や売上げの減少	4.3	13.8	13.4
2	利用客とのトラブルの増加	5.3	14.7	5.1
3	喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題	8.6	25.7	26.1
4	喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや構造の問題	12.9	36.7	35.7
5	条例などで義務付けられていない	1.6	1.8	3.8
6	喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性	0.4	0.0	1.9
7	テナントとして入っている施設の管理者との調整	1.3	7.3	3.8
8	会社・本部などとの調整	1.2	8.3	3.2
9	施設の外での喫煙の増加	18.8	19.3	13.4
10	その他	4.7	1.8	3.2
11	特になし	59.5	33.0	36.3
	無回答	2.7	1.8	7.0

< 第2種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問9			
		禁煙 (喫煙所 なし)	禁煙 (喫煙所 あり)	分煙	時間帯分煙な ど条例の基準 を満たさない 対策
1	利用客や売上げの減少	18.0	35.1	40.7	23.9
2	利用客とのトラブルの増加	12.0	22.8	22.2	21.1
3	喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題	26.2	52.6	48.1	33.8
4	喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや構造の問題	27.9	54.4	40.7	40.8
5	条例などで義務付けられていない	3.3	5.3	0.0	1.4
6	喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性	2.2	8.8	7.4	2.8
7	テナントとして入っている施設の管理者との調整	2.7	3.5	7.4	2.8
8	会社・本部などとの調整	2.7	1.8	11.1	7.0
9	施設の外での喫煙の増加	19.7	22.8	18.5	19.7
10	その他	6.6	1.8	7.4	1.4
11	特になし	41.5	15.8	14.8	19.7
	無回答	2.7	1.8	0.0	7.0

< 特例第 2 種施設 >

[単位: %]

No.	回答	問9			
		禁煙 (喫煙所 なし)	禁煙 (喫煙所 あり)	分煙	時間帯分煙な ど条例の基準 を満たさない 対策
1	利用客や売上げの減少	30.1	50.0	51.9	46.5
2	利用客とのトラブルの増加	14.2	32.4	18.5	16.5
3	喫煙所や分煙設備を設置する費用の問題	18.6	52.9	33.3	41.7
4	喫煙所や分煙設備を設置するためのスペースや構造の問題	20.4	50.0	55.6	52.8
5	条例などで義務付けられていない	1.8	2.9	3.7	3.9
6	喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や分煙設備が無駄になる可能性	0.9	0.0	7.4	3.9
7	テナントとして入っている施設の管理者との調整	1.8	2.9	3.7	4.7
8	会社・本部などとの調整	0.0	2.9	3.7	4.7
9	施設の外での喫煙の増加	20.4	17.6	18.5	9.4
10	その他	6.2	2.9	3.7	2.4
11	特になし	36.3	8.8	11.1	11.8
	無回答	1.8	0.0	3.7	7.1

5 今後の受動喫煙防止対策について【問 13、14、15】

(施設の対策実施の有無【問 7】)

(単位 : %)

施設区分	対策実施状況	
	対策に取り組んでいる	対策に取り組んでいない
第 1 種施設	91.5	4.8
第 2 種施設	78.1	14.1
特例第 2 種施設	44.3	48.6

(1) 県に期待すること【問 13】 (複数回答可)

(単位 : %)

No.	回答	問 7					
		第 1 種施設		第 2 種施設		特例第 2 種施設	
		対策に取り組んでいる	対策に取り組んでいない	対策に取り組んでいる	対策に取り組んでいない	対策に取り組んでいる	対策に取り組んでいない
1	受動喫煙による健康への悪影響の普及啓発	56.1	57.6	45.6	47.5	44.9	29.4
2	喫煙者のマナー向上のための普及啓発	67.7	57.6	59.8	57.4	52.2	50.6
3	卒煙 (禁煙) サポート	27.4	7.6	25.4	34.4	26.9	27.6
4	未成年者への喫煙防止教育	42.9	34.8	41.1	54.1	38.5	38.2
5	対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働	5.9	10.6	6.2	1.6	5.3	3.3
6	対策を行う施設管理者への経済的支援	13.8	15.2	24.9	18.0	27.9	27.6
7	対策を行う施設管理者への技術的支援	4.7	1.5	5.3	4.9	6.3	9.1
8	受動喫煙防止に関する規制の強化	15.3	15.2	11.5	6.6	11.3	5.8
9	条例の着実な運用	16.4	19.7	15.7	8.2	11.6	3.0
10	受動喫煙防止に関する規制の緩和や自主的な取組みの促進	3.4	12.1	12.1	23.0	11.6	19.1
11	その他	3.1	1.5	2.4	1.6	4.7	4.2
	無回答	1.3	1.5	2.7	3.3	3.0	7.0

(2) 規制強化を望む場合の具体的内容【問14】(複数回答可)

* 問13で「規制の強化」を選択した場合のみ回答

[単位: %]

No.	回答	問7					
		第1種施設		第2種施設		特例第2種施設	
		対策に 取り組 んでい る (*1)	対策に 取り組 んでい ない (*2)	対策に 取り組 んでい る (*1)	対策に 取り組 んでい ない (*2)	対策に 取り組 んでい る (*1)	対策に 取り組 んでい ない (*2)
1	第2種施設も禁煙に	9.0	10.6	7.4	3.3	8.0	3.0
2	特例第2種施設にも条例の規制を義務付け	7.6	4.5	5.6	1.6	6.6	3.3
3	全ての施設に対する禁煙や分煙などの表示の義務付け	7.8	6.1	5.6	1.6	5.3	1.5
4	罰則の強化	7.0	4.5	5.0	3.3	5.0	2.1
5	職場も規制の対象に	4.6	6.1	3.0	1.6	3.3	0.6
6	屋外も規制の対象に	6.5	1.5	4.4	0.0	3.3	1.5
7	その他	1.3	0.0	1.2	0.0	0.7	0.6
	無回答	0.0	0.0	0.0	1.6	0.3	0.0

* 1 「対策に取り組んでいる」と回答した施設を母数とした割合に換算している。

* 2 「対策に取り組んでいない」と回答した施設を母数とした割合に換算している。

(3) 規制緩和を望む場合の具体的内容【問15】(複数回答可)

* 問13で「規制の緩和、自主的な取組みの促進」を選択した場合のみ回答

(単位:%)

No.	回答	問7					
		第1種施設		第2種施設		特例第2種施設	
		対策に 取り組 んでい る (*1)	対策に 取り組 んでい ない (*2)	対策に 取り組 んでい る (*1)	対策に 取り組 んでい ない (*2)	対策に 取り組 んでい る (*1)	対策に 取り組 んでい ない (*2)
1	第1種施設においても分煙の選択を可能に	1.0	4.5	2.7	4.9	3.0	3.6
2	第2種施設における条例規制の努力義務化	1.1	1.5	4.4	8.2	5.6	6.1
3	特例第2種施設を条例規制の対象外に	0.9	1.5	2.4	8.2	4.0	9.7
4	独自の表示を認めるべき	0.6	3.0	3.3	9.8	3.0	1.8
5	表示は施設の判断に任せるべき	0.7	3.0	2.4	14.8	2.7	6.4
6	罰則の弱化、または廃止	0.3	0.0	0.9	6.6	1.0	3.0
7	条例の廃止	0.7	6.1	2.1	3.3	1.7	3.9
8	その他	0.2	0.0	0.6	0.0	1.0	0.3
	無回答	0.2	0.0	1.2	1.6	0.3	0.9

*1 「対策に取り組んでいる」と回答した施設を母数とした割合に換算している。

*2 「対策に取り組んでいない」と回答した施設を母数とした割合に換算している。